

提 案 評 価 基 準

1 基本的な考え方

委託候補者の選定に当たっては、県にとって最適な事業者を選定するため、見積限度額の範囲内において提案のあった者のうち、提案内容の評価が最も高い提案者を委託候補者とする。

2 評価の方法

200点満点として、別紙「提案評価表」に基づき評価項目毎に評価して配点する。
次のとおり5段階（1点～5点）で評価し、配点率を乗じて配点する。

	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点
配点の目安	非常に優れている	優れている	標準的	やや劣っている	劣っている、 記述がない

3 委託候補者の決定方法

2により配点した点数の合計が最も高い者を委託候補者とする。なお、見積価格が見積限度額の範囲内であること等、公募実施要領に示した条件を満たしていることを前提とする。

4 合計点数が最も高い者が2者以上あるとき（同点のとき）の対応

くじ引きにより委託候補者を決定する。